

平成30年2月9日

お知らせ

国土交通省 出雲河川事務所

同時提供先：米子市政記者クラブ、島根県政記者会
出雲市政記者クラブ

斐伊川水系減災対策協議会の開催について

～「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」及び 「斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会」の開催～

斐伊川水系では、社会全体で大規模な水害に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、島根県、気象台、国交省が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」及び「斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会」を設立し、構成機関において各々取り組んでいるところで

す。
今般、水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）に基づき任意の協議会を法定化するため、下記のとおり、「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」及び「斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会」を開催し、規約の改正を行います。

1. 開催日時 平成30年2月14日（水） 10:00～10:30
2. 開催場所 島根県松江市西津田2丁目6-28 松江国道事務所 3階大会議室
3. 議事（予定）「水防法の一部改正に伴う規約の改正」など

問い合わせ先 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所
電話 0853-21-1850（代表）
副 所 長 西尾 正博 にしお まさひろ
防災情報課長 三原 正悟 みはら しょうご